

【被扶養者認定】今後の仕送りの申立書

_____年 月 日

1. 健康保険 記号一番号 _____
2. 被保険者氏名（自署） _____
3. 認定対象者氏名 _____
4. 今後の仕送り回数（年） _____回
5. 1回の仕送り予定額 _____円
6. 今後の仕送りの総額（年） _____円

<注>

※被扶養者認定申請時に、今まで仕送りの実績がない方や、これまで手渡しで仕送りを行っていた方で、仕送り証明書3か月分の提出ができない方は、初回の仕送りの事実が確認できる振込票等とともに、この申立書に今後の仕送り予定をご記入の上、ご提出ください。

※仕送りの申立書のみでは被扶養者の認定はできません。初回の仕送りがなされた時点で、振込票等の添付資料により、仕送りの事実を確認した上で、被扶養者としての要件を満たしていることが必要です。

※仕送りに関しては、客観的に送金の事実を確認できることが必要となりますので、振込又は送金で仕送りをしてください。被扶養者認定後、年1回程度、過去の送金履歴等を提出いただく場合がありますので、下記の書類を保管してください。（手渡しは仕送りの事実確認ができないため、認められません）

- ・仕送りが振込の場合：預金通帳等の写し（振込者、振込先の者及び振込額が明らかであるもの）
- ・仕送りが送金の場合：現金書留の控（写し）

※被扶養者の要件を満たしていなかったことが判明した場合には、要件を満たさなくなった時点、又は認定時に遡って、認定を取り消すことがあります。

※16歳以上の「学生」は、仕送りの確認は必要ありません。